

# IASB の動向 (2011年5月～2011年7月)

研究員 おかもと たけひろ  
岡本 健寛

## I. 基準等の公表

### 1. IASB がオフバランス活動及び共同支配の取決めに 関する会計処理及び開示に関する規定の改善を完了 (2011年5月12日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、オフバランス活動及び共同支配の取決めに  
関する会計処理及び開示に関する規定を改善する IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」を公表した。

この見直しの完了により、国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準 (US GAAP) におけるオフバランス活動の会計処理及び開示がおおむね一致することとなり、IASB の包括的な金融危機対応の重要な要素が完結するとされている。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」は、企業を親会社の連結財務諸表に含めるべきかどうかの決定要因としての支配の概念を定め、既存の原則を拡充している。本基準により、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」の一部及び SIC 第 12 号「連結——特別目的事業体」が置き換えられる。

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」は、現行のように法的形式ではなく、権利及び義務に焦点を当てることにより、共同支配の取決めの経

済的実質をより反映することを目的としている。本基準は、共同支配企業に対する持分の会計処理について、比例連結を廃止し、持分法のみ  
に統一すること等により、共同支配の取決めの報告に関する現行の不整合に対処している。本基準により、IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」及び SIC 第 13 号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の  
拋出」が廃止される。

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」は、他の企業へのあらゆる形態による関与についての開示を包括的に定める新たな基準であり、これには、子会社だけでなく、共同支配の取決め、関連会社、組成された企業（特別目的事業体）への関与についての開示も含まれる。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」は、2013 年 1 月 1 日から発効する。早期適用は認められる。

### 2. IASB と FASB が共通の公正価値の測定と開示に関する要求事項を公表 (2011年5月12日)

IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、IFRS と US GAAP における公正価値の測定と開示要求に関する新しいガイダンスを公表した。

このガイダンスは、IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び FASB の会計基準コード化体系の Topic 820（従来は財務会計基準書（SFAS）第 157 号）に関する会計基準更新書（ASU）の中で示されているが、IFRS と US GAAP を改善し両者のコンバージェンスをもたらすための両審議会の共同作業の主要プロジェクトを完了させるものである。

公正価値の測定と開示要求の国際的な調和は、両審議会の世界的金融危機への対応の重要な要素を構成するものでもある。

本プロジェクトの完了は、公正価値測定及び開示要求を改善し一致させるための 5 年以上にわたる作業の成果である。要求事項は、IFRS と US GAAP でおおむね同一であるが、広範囲のデュー・プロセス及び公開協議で寄せられた意見を受けたものであり、これには、公正価値測定に関する専門家諮問パネルと FASB の評価リソース・グループからの意見も含まれている。

本基準は、公正価値測定を使用すべき場面に関するものではなく、公正価値を使用する場合に、どのように公正価値を測定すべきかに関するガイダンスを示したものである。

IFRS 第 13 号「公正価値」は、IFRS において公正価値の定義を示す初の基準であり、IFRS 全体での公正価値測定及び開示要求について単一の根拠を提供することにより、整合性を高め、複雑性を低減するものとなる。

US GAAP においては、ASU により Topic 820 のガイダンスの大部分が置き換わることとなるが、変更の多くは現行のガイダンスの明確化又は IFRS 第 13 号と合わせるための文言修正である。また、公開企業と未公開企業の特性の相違とそれらの財務諸表の利用者のニーズについての FASB の検討も反映している。未公開企業は新たな開示要求のいくつかが免除される。

### 3. IASB と FASB がその他の包括利益の表示

#### 要求を一致させる修正を公表（2011 年 6 月 16 日）

IASB と FASB は、IFRS に従って作成される財務諸表と US GAAP に従って作成される財務諸表における、その他の包括利益（OCI）の項目の表示を改善し一致させる修正を公表した。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正は、IFRS に従って財務諸表を作成する会社が、OCI として表示される項目のうち、損益計算書の純損益に振り替えられる可能性のある項目とそれ以外の項目を別々にまとめて表示することを要求している。この修正にあたっては、OCI 及び純損益を単一の計算書又は 2 つの連続する計算書のいずれかで表示するという現行の要求の再確認もしている。

FASB は、同日、Topic 220「包括利益の表示」に関する会計基準更新書（ASU）を公表している。これは US GAAP における OCI の表示の取扱いについて、IFRS の取扱いと一致させるものである。

なお、この修正では、どの項目を OCI に表示すべきか、また、どの項目を、いつ純損益を通じてリサイクルすべきかについては扱っていない。しかしながら、OCI を損益計算書の一部として、又は損益計算書の近くに表示することを要求することにより、財務諸表の利用者が企業の全体的な業績に対する OCI 項目の影響を評価するのが容易となり、IFRS と US GAAP との間の比較可能性も高まるとしている。

IASB の IAS 第 1 号の修正は、2012 年 7 月 1 日以後開始する事業年度から発効する。

#### 4. IASB が退職後給付に関する会計処理の改善を発表（2011 年 6 月 16 日）

IASB は、年金その他の退職後給付の会計処理について、IAS 第 19 号「従業員給付」の修正版を公表し、それらの会計処理を改善するプロジェクトの完了に至ったことを発表した。

この修正は、次のような重要な変更を行うものである。

- 利得又は損失の認識を繰り延べる選択肢（「コリドー方式」と呼ばれる）を廃止し、比較可能性と表現の忠実性を高める。
- 確定給付制度から生じる資産及び負債の変動の表示を簡素化する。これには、再測定要素を OCI に表示するという要求が含まれる。これにより、再測定要素の変動を、多くの関係者が企業の日常的活動の成果と考える他の要素の変動と区別することが可能となる。
- 確定給付制度に関する開示要求を拡充し、確定給付制度の特徴、及び企業が当該制度への参加により晒されているリスクに関するより適切な情報を提供する。

この修正は、確定給付制度に関わる企業の債務、及び当該債務が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響について、投資家及び他の財務諸表利用者に対し、より一層明確な理解を与えるものになっている。

IAS 第 19 号は、IASB が 2001 年に活動を開始した時に前身である国際会計基準委員会 (IASC) から引き継いだものである。IAS 第 19 号の見直しは、2006 年に、IASB の基準開発と改善作業に対して助言を行うワーキング・グループの設置とともに開始された。2008 年 3 月に一般のコメントを求めるためのディスカッション・ペーパーを公表し、2010 年 4 月に公開草案を公表している。公開草案には、220 通以上のコメントが寄せられ、本改正の最終化に際して、IASB は利害関係者と広範な協議を行っている。

IAS 第 19 号の修正版は、2013 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から発効し、早期適用が認められている。

## 5. SME 導入グループが、最初の Q&A 指針を公表 (2011 年 6 月 23 日)

中小企業 (SME) 向けの IFRS に関する諸問

題に関し、IASB を支援する SME 導入グループは、Q&A 形式での中小企業向け IFRS に関する指針を公表した。指針は、「Q&A 2011/01 親会社の単体財務諸表における中小企業向け IFRS の使用」に記載される。

中小企業向け IFRS の導入によって発生する特定の会計上の疑問点への、非強制的かつ適時的な指針の開発は、SME 導入グループが担う 2 つの責務のうちの 1 つである。なお、もう 1 つの責務は、中小企業向け IFRS の改訂に関する提案を IASB に対して行うことであり、この提案は、中小企業向け IFRS が更新される時、おおむね 3 年ごとに検討されることになっている。

「Q&A 2011/01」は、フルバージョン (通常) の IFRS に従って連結財務諸表を開示しなければならない (又は、開示すると決めた) 連結グループの、親会社自体に公的な説明責任 (public accountability) がない場合に、その単体財務諸表を、中小企業向け IFRS に基づいて開示することができるかどうかという問題について取り扱っている。

## II. その他のIASB関連のプレスリリース

### 1. IASB と FASB が収益認識に関する提案の再公開を合意 (2011 年 6 月 15 日)

IASB と FASB は、共通の収益認識基準に関する改訂提案を再公開することに合意した。改訂提案の再公開は、2010 年 6 月に収益認識に関する公開草案を公表して以降、両審議会が取り組んだ改訂に関して、利害関係者にコメントの機会を提供するものである。

両審議会は全会一致の見解として、提案を再公開することに関しては、公式なデュー・プロセス上の要求はないものの、すべての企業にとっての収益に関する数値の重要性、及び意図しな

い結果を回避する上で可能な限りすべてのステップを経ることの必要性を鑑み、既存のデュー・プロセス以上の取扱いを行うことが適当であるとした。

両審議会は、2011年第3四半期に、120日間のコメント期間を設け、再公開を実施する意向である。

## 2. IASB が年次改善プロジェクトにおける修正提案を公表 (2011年6月22日)

IASB は、年次改善プロジェクトにおいて、5つのIFRSに関する修正の公開草案を公表し、コメントを募集した。

本修正案は、2009年に開始したプロジェクト・サイクルにおいて、IASBにより議論された論点を反映したものである。この修正は、IASBのデュー・プロセス・ハンドブックの改訂の一部として、2011年2月にIFRS財団評議員会により承認された、年次改善プロセスに関する強化された要件を満たしている。この改訂された要件は、IFRSの明確化又は訂正に関する内容が、年次改善プロセスにより取り扱われるべきかどうかの決定に資するために開発された。

本改訂の発効日は、2013年1月1日以降に開始する年次期間とすることが提案されているが、早期適用も認められる。

公開草案へのコメント期限は、2011年10月21日である。

## 3. IASB と FASB がリースに関する提案の再公開の意向を発表 (2011年7月21日)

IASB と FASB は、共通のリース基準に関する改訂提案を再公開する意向を発表した。改訂提案の再公開は、2010年8月にリースに関する公開草案を公表して以降、両審議会が取り組んだ改訂に関して、利害関係者にコメントの機会を提供するものである。

両審議会はすべての審議を完了してはいない

が、今日までの決定は、改訂提案の再公開に値するに十分なだけ、公開草案において公表された内容とは異なっていた。両審議会は、コメント期間を考慮して、2011年第3四半期には審議を完了する意向で、その後まもなく改訂公開草案を公表する見込みである。

## 4. IASB が将来の作業計画に関する市中協議を開始 (2011年7月26日)

IASB は、同日、将来の作業計画の戦略的方向性及び全体のバランスに関して、幅広い意見を求めることを目的とし、市中協議を開始した。

2001年のIASBの設立以来、IFRSは国際的な財務報告における言語として、幅広く認められるようになった。IFRSを適用する法域が増加するに従い、利害関係者は、IASBでの検討が必要となる、新たな会計上の論点を認識してきた。

同日公表された協議文書では、財務報告に関与する、又はその影響を受けるすべての関係者から、IASBの将来の作業計画に関しての見解を集めるために、自由回答の方式で質問を設けている。IASBは特に、どのように財務報告の開発とIFRSの維持のバランスをとるべきかという点、及び時間と資源の制約を考慮した上で、今後の改善で最も優先されるべき財務報告の分野について、フィードバックを求めている。

IASBの将来の作業プログラムに関する意見募集期間は、2011年11月30日までである。

## Ⅲ. IFRS 財団関連のプレスリリース

### 1. IFRS 解釈指針委員会の委員任命 (2011年6月3日)

IASBの監督機関であるIFRS財団は、IFRS解釈指針委員会の委員の任命及び再任を発表した。

解釈指針委員会の5名のメンバーが2011年6月に任期を迎え、3年間の任期で再任された。Joanna Perry, Luca Cencioni, Jean Pare, Margaret Smyth, Scott Taubの各氏である。

また、以下の2名のメンバーが新たに解釈指針委員会の委員に任命された。

- 湯浅一生氏（富士通株式会社 財務経理本部 IFRS 推進室長）
- Charlotte Pissaridou 氏（ゴールドマン・サックス・インターナショナル（英国）、マネージング・ディレクター、欧州・中東・アフリカ会計方針責任者）

湯浅氏は、2011年7月1日からIASBのメンバーに任命されている鶯地隆継氏の後任として任命された。湯浅氏の任期は当初は1年であるが、これは鶯地氏の解釈指針委員会での任期の残り期間である。Pissaridou 女史は、Jean Louis Lebrun 氏が2011年6月に2度目の任期を満了することによる空席を埋めるために任命された。Pissaridou 女史の任期は3年である。湯浅氏とPissaridou 女史はともに再任の資格がある。

## 2. 評議員会が IFRS 諮問会議のメンバーに関する計画を発表（2011年6月24日）

IFRS 諮問会議（以下「諮問会議」という。）の現メンバー全員の任期が、2011年12月末で満了する。これにより、基準設定に利害関係のある組織の代表としての個人が初めて参加することになった、諮問会議の第3期目が完了することになる。

### ■ 諮問会議の首脳陣

評議員会は、諮問会議の現首脳陣を再任し、2期目については次のとおり任期に差をつけることで合意した。

- Paul Cherry（議長）2年、2013年12月31日まで
- Charles Macek（副議長）3年、2014年12月31日まで

- Patrice Marteau（副議長）1年、2012年12月31日まで

### ■ 諮問会議のメンバー

諮問会議等からの意見に基づき、評議員会はメンバーについて、現行の代表者モデルを維持することに合意した。加えて、評議員会は、諮問会議のメンバーが非常に多いことは認識しているが、再任された諮問会議の議長、副議長、及びメンバーは概して、大人数であっても運営は可能で、幅広い利害関係機関の代表者が一堂に会することが必要であると考えている。評議員会もこの見解を支持している。

諮問会議の人員構成に関して、評議員会は、全般的に様々な見解があることが適切であるという、共通的な見解にも同意した。

同時に、評議員会は次のような軽微な修正を行う予定である。

- 現在参加している、各国の基準設定主体に替えて、地域の基準設定主体グループの参加を求める：評議員会は、地域の設定主体の発展を働き掛けたいと考えている。世界的な各国基準設定主体（NSS）の団体は存在しており、アフリカ、米州、アジア・オセアニアでは、地域設定主体が存在しているか、設立の過程にある。評議員会は、個々の各国基準設定主体ではなく、これらの地域グループの首脳陣に対し、評議員会への参加を呼び掛ける。
- 学術分野、財務報告に利害関係があるが現在参加していない国際的に認知された専門機関、及びSME分野からのさらなる参加を求める。
- アジアや中東を含む新興国、及びIFRSの適用を表明している地域からの大幅な増員を図る。

### ■ メンバーの交代

今後、メンバーを規則的に交代するために、メンバーの任期は、1年、2年、又は3年と

する。

- 1年：既に任期を2期務め、出身組織から再度推薦されたメンバー
- 2年：2期目に推薦された大半のメンバー
- 3年：新規のメンバー及び、一部の2期目のメンバー

#### ■ 今後の進め方

- 上記のとおり改訂したメンバー選定基準に基づき、評議員会はほとんどの既存の参加組織に、メンバーの更新を求める。
- 上記のとおり、追加的な見解を得るために、その他の利害関係機関に対して、メンバーに応募するよう要請する。
- 評議員会は、今年の第4四半期の前半には、メンバーについて結論を出す予定である。

### 3. Wayne Upton 氏が IFRS 解釈指針委員会の議長に就任 (2011年7月28日)

IFRS 財団の評議員会は、Wayne Upton 氏が Robert Garnett 氏から、IFRS 解釈指針委員会の議長を引き継ぐと発表した。この指名により Upton 氏は即日議長に就任し、9月に議長として最初の会議が開催される。

IASB の議長、副議長の支持を得て行われるこの指名は、国際活動を担当する IASB のディレクターとしての Upton 氏の職務（今後も継続）と、解釈の整合性を目的とする委員会の職務との、強い関連を反映したものである。

評議員会は、Garnett 氏の IASB の前理事として、また直近の解釈指針委員会の議長としての業績に謝意を表明した。

## IV. IASB会議、IFRS解釈指針委員会

IASB の会議はロンドンの IASB 本部で以下

のとおり開催された。

- 臨時会議 (2011年5月4日、FASB との合同会議)
- 臨時会議 (2011年5月11日—12日、一部を除き FASB との合同会議)
- 通常会議 (2011年5月17日—19日、FASB との合同会議)
- 臨時会議 (2011年5月31日—6月2日、一部を除き FASB との合同会議)
- 通常会議 (2011年6月13日—17日、FASB との合同会議)
- 通常会議 (2011年7月20日—22日、FASB との合同会議)
- 臨時会議 (2011年7月28日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は 2011年5月5日—6日及び7月7日—8日にロンドンの IASB 本部で開催された（詳細については、本誌 147 ページの「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。)

## V. その他の IASB 関連会議

- 2011年5月16日 保険ワーキング・グループ会議 (ロンドン)
- 2011年6月14日 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) との会議 (ロンドン)
- 2011年6月22日 資本市場諮問会議 (CMAC) 及び世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (ロンドン)

また、IASB と FASB は、金融資産及び金融負債の相殺に関して、公開の円卓会議を次のとおり開催した。

- 2011年5月3日 ロンドン (英国)
- 2011年5月6日 シンガポール
- 2011年5月9日 ノーウォーク (米国)